



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月15日(金) 第10159号

目次

	ページ
告 示	
○指定納付受託者の指定(デジタルトランスフォーメーション戦略課)	2
○特定都市河川及び特定都市河川流域の指定(河川課)	2
○特定都市河川流域における基準降雨(同)	2
公 告	
○土地利用基本計画の変更(地域創生課)	4
○肥料の登録有効期間の更新(技術支援課)	4
○開発工事の完了(建築課)	5
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(総務課)	5
○同(財産有効活用課)	7
○同(文化振興課)	9
○同(教育委員会総務課)	12
○同(教育委員会管理課)	14
○同(水道課)	16

■ 告 示

◎群馬県告示第306号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和5年12月15日

群馬県知事 山 本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	令和5年12月4日	県庁32階の官民共創スペース運営・活用業務における利用料金

◎群馬県告示第307号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

令和5年12月15日

群馬県知事 山 本 一 太

1 特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
休泊川	左岸 太田市内ヶ島2007番地先 右岸 太田市内ヶ島214番1地先	利根川への合流点
新谷田川	左岸 邑楽郡大泉町富士二丁目1692番1地先 右岸 邑楽郡大泉町富士二丁目1694番1地先	新谷田川放水路への分派点
新谷田川放水路	新谷田川からの分派点	利根川への合流点

2 特定都市河川流域 太田市、千代田町及び大泉町の区域のうち、次の図面に示す区域

「次の図面」は、省略し、その図面を群馬県県土整備部河川課、太田土木事務所及び館林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

3 指定年月日

令和5年12月15日

◎群馬県告示第308号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、令和5年群馬県告示第307号で指定した特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和5年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

1 基準降雨

降雨波形：中央集中型

24時間総雨量：90.6mm

生起確率：10年に1度

最大降雨強度(60分間)：62.3mm/h

最大降雨強度(10分間)：135.1mm/h

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	0.03	6	0-10	0.23	12	0-10	84.36	18	0-10	0.21
	10-20	0.03		10-20	0.25		10-20	41.41		10-20	0.19
	20-30	0.03		20-30	0.26		20-30	24.35		20-30	0.18
	30-40	0.04		30-40	0.28		30-40	15.93		30-40	0.17
	40-50	0.04		40-50	0.31		40-50	11.19		40-50	0.16
	50-60	0.04		50-60	0.33		50-60	8.26		50-60	0.15
1	0-10	0.04	7	0-10	0.36	13	0-10	6.32	19	0-10	0.14
	10-20	0.04		10-20	0.38		10-20	4.99		10-20	0.13
	20-30	0.05		20-30	0.42		20-30	4.02		20-30	0.13
	30-40	0.05		30-40	0.45		30-40	3.31		30-40	0.12
	40-50	0.05		40-50	0.49		40-50	2.76		40-50	0.11
	50-60	0.05		50-60	0.54		50-60	2.34		50-60	0.11
2	0-10	0.06	8	0-10	0.59	14	0-10	2.00	20	0-10	0.10
	10-20	0.06		10-20	0.65		10-20	1.73		10-20	0.10
	20-30	0.06		20-30	0.71		20-30	1.50		20-30	0.09
	30-40	0.07		30-40	0.79		30-40	1.32		30-40	0.09
	40-50	0.07		40-50	0.88		40-50	1.17		40-50	0.08
	50-60	0.07		50-60	0.98		50-60	1.04		50-60	0.08
3	0-10	0.08	9	0-10	1.10	15	0-10	0.93	21	0-10	0.07
	10-20	0.08		10-20	1.24		10-20	0.83		10-20	0.07
	20-30	0.09		20-30	1.41		20-30	0.75		20-30	0.07
	30-40	0.09		30-40	1.61		30-40	0.68		30-40	0.06
	40-50	0.10		40-50	1.86		40-50	0.62		40-50	0.06
	50-60	0.10		50-60	2.16		50-60	0.56		50-60	0.06
4	0-10	0.11	10	0-10	2.54	16	0-10	0.51	22	0-10	0.05
	10-20	0.12		10-20	3.02		10-20	0.47		10-20	0.05

	20-30	0.12		20-30	3.64		20-30	0.43		20-30	0.05
	30-40	0.13		30-40	4.47		30-40	0.40		30-40	0.05
	40-50	0.14		40-50	5.60		40-50	0.37		40-50	0.04
	50-60	0.15		50-60	7.20		50-60	0.34		50-60	0.04
5	0-10	0.16	11	0-10	9.56	17	0-10	0.32	23	0-10	0.04
	10-20	0.17		10-20	13.25		10-20	0.29		10-20	0.04
	20-30	0.18		20-30	19.49		20-30	0.27		20-30	0.04
	30-40	0.19		30-40	31.23		30-40	0.26		30-40	0.03
	40-50	0.20		40-50	57.37		40-50	0.24		40-50	0.03
	50-60	0.22		50-60	135.08		50-60	0.22		50-60	0.03

2 指定年月日

令和5年12月15日

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課及び太田市に備え置いて縦覧に供する。

令和5年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

1 変更年月日 令和5年11月27日

2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10005号	乾燥菌体肥料	新進7.5乾燥菌体肥料	窒素全量 7.5 りん酸全量 3.5	法3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社新進 東京都千代田区 神田司町二丁目 6番地	令和9年1月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	安中市中野谷字西北原350-5、365-2、365-3、366-2、367-2、350-5の先白地、字北原423-3、427-2、433、435-1、435-2、436-1、436-2、437-1、437-2、438-6、438-7、438-8、438-9、438-10、438-23、438-24、438-25、438-26、438-27、438-28、438-35、438-55、438-56、438-59、438-60、438-61、438-62、438-63、438-64、438-64の先道路、438-65、438-66、438-67、438-68、438-69、438-77、444-2、454-2の一部、字加賀塚402-1、西上磯部字向山685-1、685-2、685-3の一部、685-3の先道路 （第1工区：安中市中野谷字西北原350-5、字加賀塚402-1）	安中市安中一丁目23番地13号 安中市土地開発公社 理事長 清水昭芳

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使用する電気 年間予定使用電力量 4,775,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県前橋合同庁舎ほか23施設電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年12月22日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月10日（水）までに資格者名簿に登録されたことが確認できた者であること。
- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部総務課調整・DX推進係（担当 林、門傳） 電話027-226-2024（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月15日（金）から令和6年1月10日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和6年1月10日（水）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年1月26日（金）午後3時 群馬県庁11階111会議室（郵送による場合は書留郵便とし、同月25日（木）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県総務部総務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和6年1月26日開札 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使

用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) The official responsible for disbursing the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) The nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Maebashi Joint Government Building, Gunma Prefecture and the other 23 facilities / The amount of electric power scheduled for annual use: 4,775,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Place of Use: Maebashi Joint Government Building, Gunma Prefecture and the other 23 facilities
- (5) The deadline for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications is January 10, 2024 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2024 at 3:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 25, 2024 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Phone: 027-226-2024(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年12月15日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県庁舎で使用する電気 年間予定使用電力量 9,350,000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県庁舎電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 群馬県庁舎

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年12月22日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月10日(水)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部財産有効活用課県庁舎保全係(担当 藤井、千明) 電話027-226-2125(ダイヤルイン)

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月15日(金)から令和6年1月10日(水)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和6年1月10日(水)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参

加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年1月26日(金)午後2時 群馬県庁11階111会議室(郵送による場合は書留郵便とし、同月25日(木)午後4時まで上記(1)の場所に群馬県総務部財産有効活用課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和6年1月26日開札 群馬県庁舎で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural Government Offices / Amount of electric power scheduled for annual use: 9,350,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural Government Offices
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 10, 2024 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2024 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 25, 2024 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Asset Utilization Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2125 (Japanese language Only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和5年12月15日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気 年間予定使用電力量 4,567,000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書並びに群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年12月22日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月10日(水)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県地域創生部文化振興課文化施設係(担当 三木) 電話027-226-2595(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月15日(金)から令和6年1月10日(水)までの毎日。ただし、

上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和6年1月10日(水)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年1月26日(金)午後2時 群馬県昭和庁舎2階25会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月25日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県地域創生部文化振興課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和6年1月26日開札 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at The Museum of Modern Art, Gunma and Gunma Museum of Art, Tatebayashi and Museum of Literature in Commemoration of Bunmei Tsuchiya / Amount of electric power scheduled for annual use: 4,567,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Place of Use: The Museum of Modern Art, Gunma and Gunma Museum of Art, Tatebayashi and Museum of Literature in Commemoration of Bunmei Tsuchiya
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 10, 2024 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2024 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 25, 2024 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Cultural Promotion Division, Department of Regional Innovation, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2595(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年12月15日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県総合教育センターほか6施設で使用する電気 年間予定使用電力量 1,919,561kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県総合教育センターほか6施設で使用する電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所 群馬県総合教育センターほか6施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年12月22日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月10日（水）までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁

目1番1号 群馬県教育委員会事務局総務課調整・DX推進係(担当 竹部) 電話027-226-4527(ダイヤルイン)

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月15日(金)から令和6年1月10日(水)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和6年1月10日(水)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年1月26日(金)午後3時 群馬県庁24階教育委員会会議室(郵送による場合は書留郵便とし、同月25日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局総務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和6年1月26日開札 群馬県総合教育センターほか6施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Comprehensive Prefectural Education Center and other 6 Gunma Prefectural social education facilities / Amount of electric power scheduled for annual use: 1,919,561 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Place of Use: Gunma Comprehensive Prefectural Education Center and other 6 Gunma Prefectural social education facilities
- (5) Time-limit for the submission of application forms and attached documents regarding bidding

qualifications: January 10, 2024 at 5:00 p.m.

(6) Time-limit for tender: January 26, 2024 at 3:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 25, 2024 at 4:00 p.m.)

(7) For further details, please contact: General Affairs Division, Prefectural Board of Education Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4527(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年12月15日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県立前橋高等学校ほか87施設で使用する電気 年間予定使用電力量 20,164,292 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 群馬県立前橋高等学校ほか87施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年12月22日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月10日(水)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課県立学校財務係(担当 若林) 電話027-226-4545(ダイヤルイン)

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月15日(金)から令和6年1月10日(水)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和6年1月10日(水)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年1月26日(金)午後2時 群馬県庁24階教育委員会会議室(郵送による場合は書留郵便とし、同月25日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和6年1月26日開札 群馬県立前橋高等学校ほか87施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural schools/ Amount of electric power scheduled for annual use: 20,164,292 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural schools
- (5) Time-limit for the submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 10, 2024 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 26, 2024 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 25, 2024 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4545(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年12月15日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 群馬県企業局水道課11施設で使用する電気 年間予定使用電力量 18,314,100 kWh

予定使用電力量は、令和6年度の使用予定量（内訳は、群馬県企業局水道課電気需給仕様書を参照）であり、浄水の需要や天候等により変動することがある。

- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び群馬県企業局水道課電気需給仕様書による。

- (3) 供給期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

- (4) 需要場所 渋川工業用水道事務所浄水場 ほかに10施設

- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。入札書の提出はぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) によるものとする。落札決定に当たっては、ぐんま電子入札共同システムにより提出された金額に、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、郵送又は持参により提出することができる。

2 入札参加資格

入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(3) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年12月26日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月22日(月)までに資格者名簿に登載されたことが確認された者であること。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項及び群馬県企業局財務規程(昭和39年企業管理規程第5号。以下「規程」という。)第132条の3第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

(8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企業局水道課管理係 電話027-226-4011(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合は、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月15日(金)午前9時から令和6年1月22日(月)午後4時まで(ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時を除く。)

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 申請書等の提出方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、申請書等を上記(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 申請書等の提出期間 令和5年12月18日(月)午前9時から令和6年1月22日(月)午後4時まで(ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時を除く。)

ウ 入札参加資格確認結果は、令和6年1月29日(月)までにぐんま電子入札共同システムにより通知する。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる確認が困難な場合は、入札参加資格確認通知書で通知する。

(5) 入札書及び入札内訳書等提出方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、郵送又は持参により提出することができる。

(6) 入札書及び入札内訳書等提出期間 令和6年1月31日(水)午前9時から同年2月5日(月)午後4時まで(ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日及び平日の正午から午後1時を除く。)

- (7) 入札内訳書等開封日時 令和6年2月5日(月)午後4時10分
- (8) 開札日時 令和6年2月6日(火)午前9時
- (9) 入札結果 ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) により公表する。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号及び規程第132条の34の2各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条及び規程第132条の9の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。この場合において、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合にはこれに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) 郵送による提出 ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難で、郵送により文書を提出する場合は、書留郵便とし、提出期限までに上記3(1)の場所に群馬県企業局水道課長宛て親展で必着のこと。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NAKAJIMA Keisuke, Commissioner of Bureau of Public Utilities
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at 11 facilities of Water Supply Division, Bureau of Public Utilities, Gunma Prefectural Government / Amount of electric power scheduled for annual use: 18,314,100 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Place of Use: 11 facilities of Water Supply Division, Bureau of Public Utilities, Gunma Prefectural Government
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 22, 2024 at 4:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: February 5, 2024 at 4:00 p.m.
- (7) For further details, please contact: Water Supply Division, Bureau of Public Utilities, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4011(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
